

「逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト」事業概要

【背景】

H23.3 東日本大震災

- ・犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者

H25 災害対策基本法改正

- ・市町村に「災害時要支援者名簿」の作成が義務付け

R元年台風第19号, R2年7月豪雨

- ・犠牲者の約7~8割が高齢者や障害者
- 個別避難計画作成の必要性が高まる。

R3.5 災害対策基本法改正

- ・個別避難計画が市町村の努力義務として位置付け
- ・概ね5年程度で作成

【現状】地区防災計画 → 一部地区

避難行動要支援者名簿の提供のみ

福祉保険課

提供

↑ 浸水深の確認

防災課

名簿

提供

申請団体

市社協	1
地区社協	8
民児協	4
町内会	10
市民委員会	5
まち協	1
計	29団体

【課題】地区防災計画の作成

個別避難計画の作成

【逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト】

【ステップ1】地域まちづくり推進事業負担金（行政提案型）を活用し、地区防災会議の立ち上げ、地区防災計画の作成を支援（R4は忠和、西神楽、西神居を想定。）

○○まち協

A 地区防災会議

A 地区防災計画

市民委員会、地区社協、民生委員、包括支援センター、消防団、WFC、学校関係者等

B 地区防災会議

B 地区防災計画

市民委員会、地区社協、民生委員、包括支援センター、消防団、WFC、学校関係者等

地域の実情に応じて、まち協単位又は市民委員会単位で、地区防災計画を作成

【ステップ2】地区防災計画の下位計画として個別避難計画を作成

地区防災計画

- ・災害リスクの把握
- ・避難所、避難場所、備蓄品の状況
- ・災害時の活動、避難所の運営等

連動

個別避難計画

- ・避難支援実施者
- ・避難先、避難経路
- ・緊急時連絡先



地区防災計画

市HPで公表

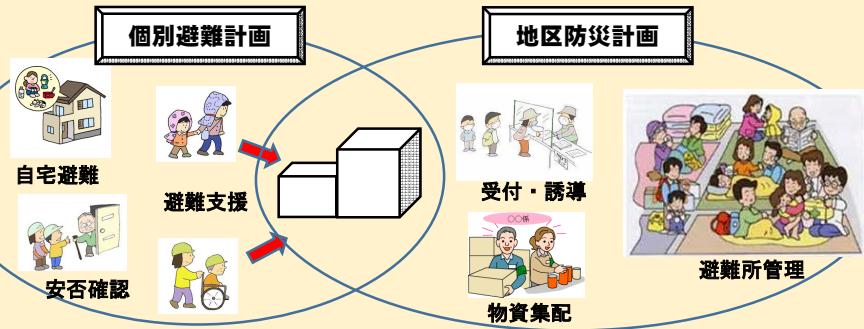
要支援者 6,126人分うち、個人情報提供の同意がある3,510人分の個別避難計画を作成
避難支援を希望する住民についても、個別避難計画を作成

【ステップ3】地区防災会議が主体となって、訓練・研修を定期的に実施

地区防災計画及び個別避難計画のアップデート

【計画策定後】

災害発生



【理想像】災害発生時、行政支援に先行して、共助体制が起動

- ・地区防災計画に基づき、地域住民が避難所を自主運営 etc
- ・個別避難計画に基づき、避難支援等実施者が安否確認・避難支援を実施